

評価実施手引書

法科大学院認証評価

機構評価担当者用

平成16年11月
(平成22年9月改定)

独立行政法人
大学評価・学位授与機構

目 次

序 章 評価の目的等	1
I 評価の目的	1
II 評価の基本的な方針	1
第 1 章 評価の対象及び内容等	3
I 評価の対象	3
II 評価の内容	3
III 評価の実施時期	3
IV 実施体制－法科大学院認証評価委員会等の役割	6
1 法科大学院認証評価委員会	6
2 評価部会	6
3 運営連絡会議	6
4 専門部会	7
5 評価委員会委員及び専門委員に係る留意事項	7
6 評価担当者に対する研修	7
V 評価のプロセス	7
1 評価部会における評価のプロセス	7
2 評価のプロセスの全体像	8
第 2 章 評価方法（1）－書面調査	10
I 書面調査の実施体制及び方法等	10
1 書面調査の実施体制	10
2 書面調査の実施方法	10
II 目的の確認	10
III 章ごとの評価	11
1 書面調査	11
2 自己評価書の分析	11
IV 書面調査による分析結果等の作成	12
V その他の留意点	12
第 3 章 評価方法（2）－訪問調査	14
I 訪問調査の目的	14
II 訪問調査の実施体制	14

III	訪問調査の事前準備	14
1	訪問調査の進行、役割分担の決定	14
2	訪問調査の実施日等の決定及び通知	14
3	調査内容等の決定及び通知	15
IV	訪問調査の実施方法等	15
1	訪問調査の実施方法	15
2	訪問調査の内容	16
3	訪問調査で留意すべき事項	17
V	訪問調査ミーティング	17
VI	法科大学院関係者（責任者）への訪問調査結果の説明及び意見聴取	17
VII	調査結果の取りまとめ	18
VIII	訪問調査スケジュール（例）	19
第4章	評価報告書原案の作成	20
I	評価報告書原案の構成及び記述内容	20
1	認証評価結果	20
2	章ごとの評価	20
3	現況及び特徴、目的	20
II	評価報告書原案の取扱い	21
別紙	1 独立行政法人大学評価・学位授与機構法科大学院認証評価委員会細則 第6条に規定する自己の関係する大学の範囲について	23
別紙	2 評価報告書（本評価）イメージ	24
別紙	3 評価報告書（追評価）イメージ	25
参考資料	法科大学院認証評価関係法令	27

序 章 評価の目的等

I 評価の目的

独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）が、法科大学院を置く大学からの求めに応じて、法科大学院に対して実施する法科大学院認証評価（以下「評価」という。）においては、我が国の法科大学院の教育等の水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資することを目的として、機構が定める法科大学院評価基準（以下「評価基準」という。）に基づき、次のことを実施します。

- (1) 法科大学院の教育活動等の質を保証するため、法科大学院を定期的に評価し、教育活動等の状況が評価基準に適合しているか否かの認定をすること。
- (2) 当該法科大学院の教育活動等の改善に役立てるため、法科大学院の教育活動等について多面的な評価を実施し、評価結果を当該法科大学院にフィードバックすること。
- (3) 法科大学院の活動について、広く国民の理解と支持が得られるよう支援及び促進していくため、法科大学院の教育活動等の状況を多面的に明らかにし、それを社会に示すこと。

II 評価の基本的な方針

上記の評価の目的を踏まえ、以下の基本的な方針に基づいて評価を実施します。なお、これらの基本的な方針は、学校教育法第110条第2項及び同項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める文部科学省令（「参考資料」参照）を踏まえています。

(1) 評価基準に基づく評価

評価基準に基づき、各法科大学院の教育活動等の状況について、各基準を満たしているかどうかの判断を中心とした評価を実施します。

機構は、各基準の判断結果のうち、特に重点基準の判断結果を踏まえて総合的に考慮し、法科大学院の教育活動等の状況が評価基準に適合していると認める場合に、「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律」（以下「連携法」という。）第5条（「参考資料」参照）に規定する適格認定を与えます。

機構から適格認定を受けた法科大学院は、評価基準で定める要件を継続的に充足するだけでなく、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らして、教育活動等の水準を高めることに努めなければなりません。

(2) 教育活動を中心とした評価

法科大学院が専ら法曹養成のための教育を行うことを目的としていることから、教育活動を中心とした評価を実施します。

(3) 各法科大学院の個性の伸長に資する評価

評価は、評価基準に基づいて実施しますが、その判断に当たっては、法科大学院の個性や特色が十分に発揮できるよう、教育活動等に関して各法科大学院が有する「目的」を踏まえて実施します。このため、基準の設定においても、各法科大学院の目的を踏まえた評価が行えるような配慮をしています。ここでいう「目的」とは、教育の理念及び目標、養成しようとする法曹像等をいいます。

(4) 自己評価に基づく評価

評価は、教育活動等の個性化や質的充実に向けた法科大学院の主体的な取組を支援及び促進するためのものです。このため、透明性と公平性を確保しつつ、実効あるものとして実現していくためには、機構の示す基準及び解釈指針、並びに「自己評価実施要項」に基づき、法科大学院が自ら評価を行うことが重要です。

評価は、法科大学院が作成する自己評価書及び根拠となる資料・データ等を分析し、その結果を踏まえて実施します。

なお、機構では、機構の評価を希望する法科大学院の自己評価担当者に対し、機構の実施する評価の仕組みや方法、自己評価書の作成方法などについて説明を行うなど、評価に対する理解がより深まるよう十分な研修を実施します。

(5) ピア・レビューを中心とした評価

法科大学院の教育活動等を適切に評価するため、法科大学院に関し高く広い知見を有する大学関係者及び法曹関係者並びに専門の事項に関し学識経験を有する者によるピア・レビューを中心とした評価を実施します。

(6) 透明性の高い開かれた評価

意見の申立て制度を整備するとともに、評価結果を広く社会に公表することにより、透明性の高い開かれた評価とします。また、開放的で進化する評価を目指し、評価の経験や評価を受けた法科大学院等の意見を踏まえつつ、常に評価システムの改善を図ります。

第1章 評価の対象及び内容等

I 評価の対象

法科大学院を置く大学からの評価の申請に基づき、当該法科大学院を対象として、評価を実施します。

II 評価の内容

この評価は、評価を受ける法科大学院（以下「対象法科大学院」という。）の教育活動等の状況を対象にして、機構が定める評価基準に基づいて実施します。評価基準は、基準と解釈指針で構成され、内容により第1章～第11章に分けられています。

評価基準は、連携法第2条に規定する「法曹養成の基本理念」及び専門職大学院設置基準に規定する法科大学院の設置基準等を踏まえて、同法第5条に基づき、機構が、法科大学院の教育活動等に関し、適格認定を与える際に法科大学院として満たすことが必要と考える要件及び当該法科大学院の目的に照らして教育活動等の状況を多面的に分析するための内容を定めたものです。機構は、各基準の判断結果のうち、特に重点基準の判断結果を踏まえて総合的に考慮し、法科大学院の教育活動等の状況が評価基準に適合していると認める場合、法科大学院に適格認定を与えます。

III 評価の実施時期

（本評価）

評価実施の前年度	6～7月	法科大学院認証評価に関する説明会の実施
〃	9月末	評価の申請受付締切
〃	11～12月	対象法科大学院の自己評価担当者等に対する研修の実施
評価実施年度	5～6月	評価担当者に対する研修
〃	6月末	対象法科大学院を置く大学からの自己評価書等の提出締切
〃	7～12月	書面調査及び訪問調査の実施
〃	1月末	評価結果を確定する前に評価結果（案）を対象法科大学院を置く大学に通知
〃	2月下旬	対象法科大学院を置く大学からの意見の申立ての受付締切
〃	3月下旬	評価結果の確定、対象法科大学院を置く大学に通知、文部科学大臣に報告及び社会に公表

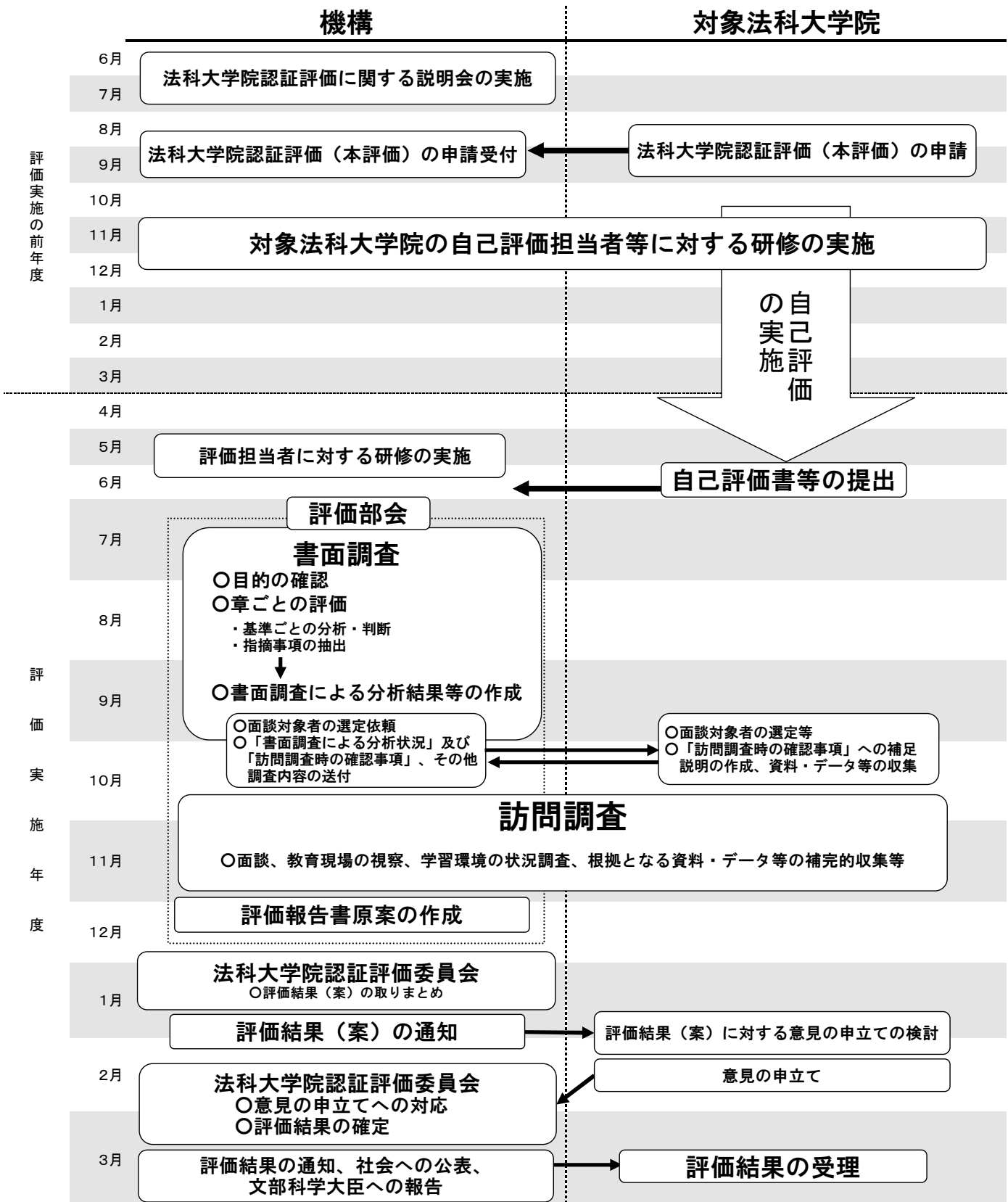
(追評価)

評価実施年度	6月末	評価の申請受付締切
〃	7月末	対象法科大学院を置く大学からの自己評価書等の提出締切
〃	8～12月	書面調査及び必要に応じて訪問調査の実施
〃	1月末	評価結果を確定する前に評価結果(案)を対象法科大学院を置く大学に通知
〃	2月下旬	対象法科大学院を置く大学からの意見の申立ての受付締切
〃	3月下旬	評価結果の確定、対象法科大学院を置く大学に通知、文部科学大臣に報告及び社会に公表

(注) 本評価全体のスケジュールは、次頁に示すとおりです。

法科大学院認証評価（本評価）のスケジュール

※ 原則として、下記スケジュールで行いますが、評価作業の進捗状況により変更が生じる可能性があります。



IV 実施体制－法科大学院認証評価委員会等の役割

1 法科大学院認証評価委員会

- (1) 法科大学院認証評価委員会（以下「評価委員会」という。）は、法科大学院認証評価の基本的方針を定め、その実施に必要な具体的内容・方法等を審議するとともに、その下に、実際の評価作業を実施するため、対象法科大学院の状況に応じた評価部会（追評価においては、追評価専門部会。以下同じ。）を編成します。
また、特定の専門事項を調査するため、専門部会を置きます。
- (2) 評価委員会の会議の議案を整理するとともに、各評価部会間の調整を図るため、評価委員会の下に法科大学院認証評価委員会運営連絡会議（以下「運営連絡会議」という。）を置きます。
- (3) 書面調査、訪問調査等の評価作業全般を総括するとともに、評価委員会に置かれる評価部会が作成する評価報告書原案、対象法科大学院を置く大学からの意見の申立てへの対応等について審議・決定します。
- (4) 適格と認定されない評価結果（案）に対する意見の申立ての審議に当たっては、評価委員会の下に意見申立審査専門部会を置き、その議を踏まえ、評価委員会において評価結果を確定します。

2 評価部会

- (1) 評価部会は、評価委員会が決定する基本的方針に基づき、書面調査及び訪問調査（追評価においては、必要に応じて訪問調査を行うものとする。以下同じ。）を行います。また、その調査結果に基づき評価報告書原案を作成し、評価委員会に提出します。
- (2) 評価部会は、評価担当者として評価委員会委員及び専門委員で構成します。当該部会に属する評価委員会委員及び専門委員の互選により部会長を選任します。部会長は当該部会における意見の取りまとめ、部会内の連絡調整及び評価委員会との連絡調整等を行います。また、部会長は当該部会に属する評価委員会委員及び専門委員のうちから副部会長を指名し、副部会長は部会長を補佐します。

3 運営連絡会議

- (1) 運営連絡会議は、各評価部会間の横断的な事項や評価報告書原案の調整等を行います。

- (2) 運営連絡会議に属すべき評価委員会委員及び専門委員は、評価委員会委員長が指名します。当該会議に属する評価委員会委員及び専門委員の互選により主査を選任します。主査は当該会議における意見の取りまとめ、各評価部会間の調整等を行います。また、主査は当該会議に属する評価委員会委員及び専門委員のうちから副主査を指名し、副主査は主査を補佐します。

4 専門部会

- (1) 専門部会は、教員組織調査や意見申立てなど、特定の専門事項を調査します。
- (2) 専門部会に属すべき評価委員会委員及び専門委員は、評価委員会委員長が指名します。当該専門部会に属する評価委員会委員及び専門委員の互選により部会長を選任します。部会長は当該専門部会における意見の取りまとめ、評価委員会との連絡調整等を行います。また、部会長は当該専門部会に属する評価委員会委員及び専門委員のうちから副部会長を指名し、副部会長は部会長を補佐します。

5 評価委員会委員及び専門委員に係る留意事項

評価の公正さを担保するため、評価委員会委員及び専門委員は、自己の関係する法科大学院の評価に加わることはできないこととします（別紙1「独立行政法人大学評価・学位授与機構法科大学院認証評価委員会細則第6条に規定する自己の関係する大学の範囲について」（23頁）参照）。

6 評価担当者に対する研修

評価をより実効性の高いものとするためには、客観的な立場からの専門的な判断を基礎とした信頼性の高い評価を実施する必要があります。このため、評価担当者が共通理解の下で公正、適切かつ円滑にその職務が遂行できるよう、第2章以降に関連する、評価の目的、内容及び方法等について十分な研修を書面調査に先立って実施します。

V 評価のプロセス

1 評価部会における評価のプロセス

評価部会における評価のプロセスは、「書面調査の実施」、「訪問調査の実施」及び「評価報告

書原案の作成」からなり、以下のとおり行います。

(1) 書面調査の実施

- ① 評価部会は、法科大学院を置く大学から提出された自己評価書及び根拠となる資料・データ等（機構が独自に収集する資料・データ等を含む。）を分析・調査することにより書面調査を実施します。
- ② 評価部会の書面調査は、別に定める基準及び解釈指針に基づき、各法科大学院の教育活動等の状況について、基準を満たしているかどうかの判断を中心とした評価を実施します。
- ③ 評価部会は、②の書面調査による分析結果を踏まえて訪問調査での調査内容の検討・整理を行います。

(2) 訪問調査の実施

評価部会は、書面調査による分析結果を取りまとめた後に、書面調査では確認することのできなかつた事項等の調査を中心に、訪問調査を実施します。

(3) 評価報告書原案の作成

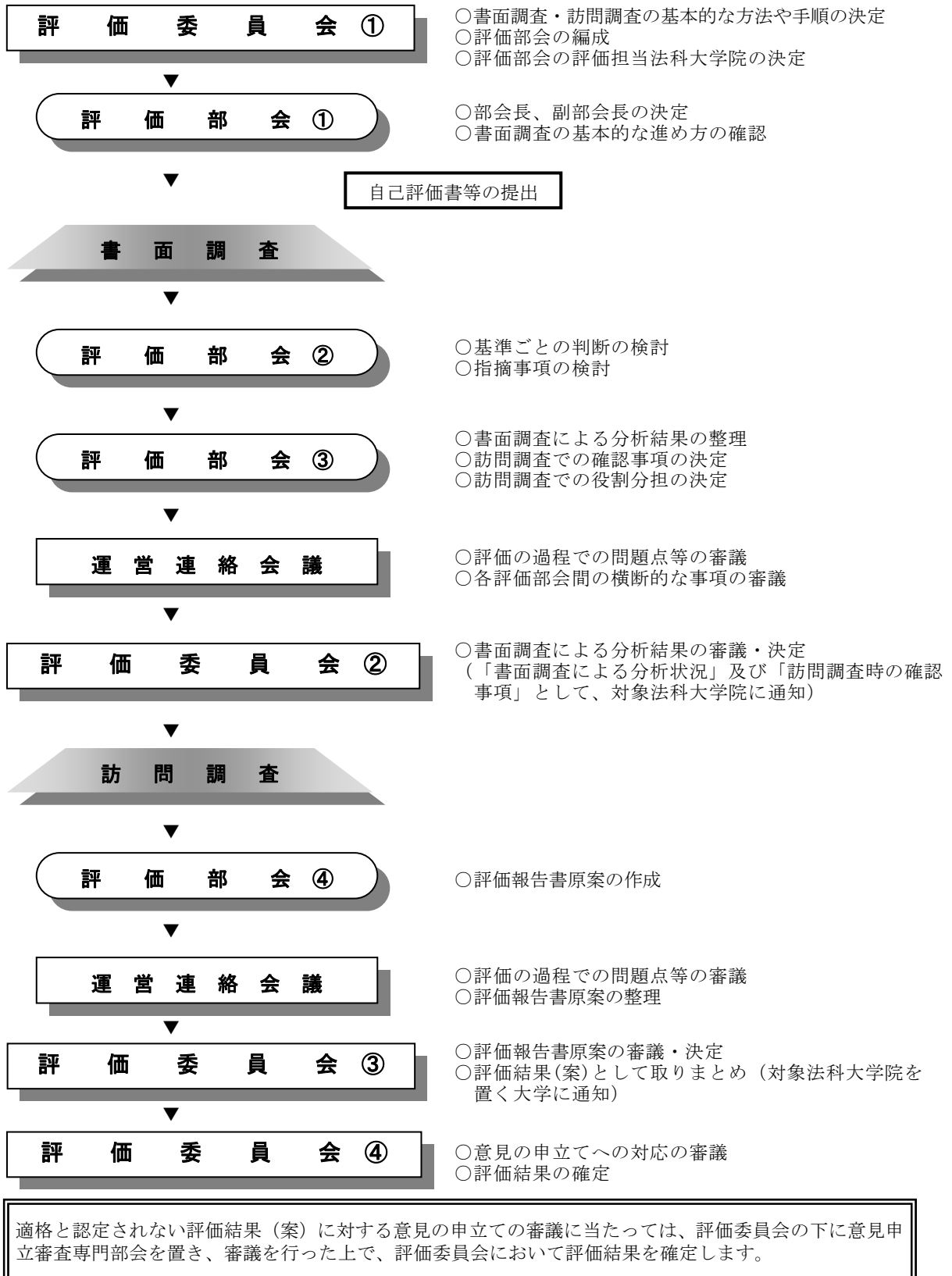
評価部会は、書面調査による分析結果に訪問調査で得られた知見を加えて、評価部会としての評価報告書原案を作成し、評価委員会へ提出します。

2 評価のプロセスの全体像

評価（本評価）のプロセスの全体像は、次頁に示すとおりです。

法科大学院認証評価（本評価）のプロセス

※ 原則として、下記プロセスで行いますが、評価作業の進捗状況により変更が生じる可能性があります。



第2章 評価方法（1）一書面調査

I 書面調査の実施体制及び方法等

1 書面調査の実施体制

- (1) 書面調査は、評価委員会の下に編成された評価部会が実施します。なお、評価担当者の役割や分担については評価部会において決定します。
- (2) 書面調査による分析結果について、評価部会間の調整を要する問題等が生じた場合には、必要に応じて運営連絡会議において協議します。

2 書面調査の実施方法

- (1) 書面調査は、対象法科大学院を置く大学から提出された自己評価書及び根拠となる資料・データ等（機構が独自に収集する資料・データ等を含む。）を評価部会が分析・調査することにより行います。
- (2) 書面調査の過程において、不明な点が生じた場合や自己評価の根拠となる資料・データ等が不十分な場合は、評価部会内等で意見調整をした上で、評価委員会の議を経た後、機構事務局を通じて、対象法科大学院に補足説明や追加資料の提出を依頼します。

II 目的の確認

評価は、対象法科大学院の個性や特色が十分に発揮できるよう、教育活動等に関して対象法科大学院が有する目的を踏まえて実施するよう配慮されていますので、その目的について十分な理解が必要です。そのためには、自己評価書に記載された「現況及び特徴」により対象法科大学院の全体像をとらえた上で、「目的」により教育の理念及び目標、養成しようとする法曹像等について、法科大学院の意図を理解する必要があります。

Ⅲ 章ごとの評価

1 書面調査

(1) 評価部会は、書面調査による評価を実施します。

具体的には、対象法科大学院を置く大学から提出された自己評価書の「章ごとの自己評価」（追評価においては「基準ごとの自己評価」）に記載された「基準に係る状況」について、評価担当者が、法科大学院の目的を踏まえて、根拠となる資料・データ等（機構が独自に収集する資料・データ等を含む。）に基づき、基準ごとに分析・調査及び判断を行い、その結果を、評価部会で取りまとめます。

(2) 評価部会は、書面調査を訪問調査前までに終了させます。

2 自己評価書の分析

自己評価書の分析は、次に示す「基準ごとの分析・判断」及び「指摘事項の抽出」の流れで行います。

(1) 基準ごとの分析・判断

① 対象法科大学院を置く大学から提出された自己評価書には、基準ごとに「基準に係る状況」が記述されています。評価担当者は、解釈指針の内容も踏まえ、基準ごとに、取組や活動の内容等がどのような状況であるのか、自己評価書の根拠となる資料・データ等（機構が独自に収集する資料・データ等を含む。）を確認しつつ分析を行います。そして、その分析結果に基づき、基準を満たしているかどうかの判断を行い、その根拠理由を記述します。

② 根拠となる資料・データ等が不足していたり、記述が不明瞭で取組や活動の状況に不明な点がある場合など分析できない場合には、「判断保留」とし、当該部分の判断に必要な事項（根拠となる資料・データ等を含む。）を記述します。

(2) 指摘事項の抽出

① 前記(1)「基準ごとの分析・判断」の結果に基づき、第1章～第11章の章ごとに（追評価においては基準ごとに）、法曹養成の基本理念や対象法科大学院の目的を踏まえて、特に重要と思われる点（優れた点、特色ある点、留意すべき点、改善すべき点、是正を要する点）を指摘事項として抽出し、記述します。

② 指摘事項を抽出する際、以下の考え方を参考にします。

優れた点	法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らして、優れている取組と判断されるもの
特色ある点	「優れた点」とまではいえないが、特色ある取組であり、今後も継続して実施することが期待されるもの
留意すべき点	「改善すべき点」とまではいえないが、注意を促す必要があると判断されるもの
改善すべき点	基準を満たしていないとまではいえないが、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らして、改善すべきであると判断されるもの
是正を要する点	基準を満たしておらず、速やかな是正が必要と判断されるもの

③ 章ごとに、「基準ごとの分析・判断」及び指摘事項について分析し、章の全体について、章として非常に優れた状況にある場合や、他の章の基準の判断結果との総合的な考慮において評価基準に適合しているか否かにかかわらず章として改善を要する状況にある場合など、特にその状況を示す必要がある場合は、「章全体の状況」として取りまとめます。

IV 書面調査による分析結果等の作成

- 1 評価部会は、本章の「Ⅲ 章ごとの評価」で行った書面調査に基づき、書面調査による分析結果を作成します。
- 2 評価部会は、書面調査による分析結果を踏まえて、訪問調査を実施するに当たって必要な調査内容（訪問調査時の確認事項、面談対象者、視察する授業科目や施設等）の検討・整理を行います。

V その他の留意点

評価に際しては、次の点について留意してください。また、対象法科大学院の評価に当たって、個別事例が生じた場合は、運営連絡会議で協議し、統一的な見解の下で評価を実施することとします。

- 1 各対象法科大学院の設置の趣旨、歴史や伝統、規模や資源等の人的あるいは物的条件、地理的条件等を十分考慮して、評価を実施します。
- 2 評価は、対象法科大学院を置く大学が競争的環境の中で個性が輝く大学として一層発展するために、その教育活動等の改善に資することを目的としていることから、各対象法科大学院の工夫（特色）ある取組や改善に向けての努力等について、必ずしも十分な成果を上げるに至っていないものに関しては、今後の見通しにも配慮しつつ、評価を実施します。
- 3 書面調査の過程で知り得た個人情報及び対象法科大学院の評価内容に係る情報については、外部へ漏らさないこととします。

第3章 評価方法（2）一訪問調査

I 訪問調査の目的

訪問調査は、書面調査では確認することのできなかつた事項等を中心に対象法科大学院の状況を調査するとともに、対象法科大学院にその調査結果を伝え、その状況等に関し、対象法科大学院との共通理解を図ることを目的としています。

なお、追評価においては、訪問調査は必要に応じて本評価に準じて実施するものとします。

II 訪問調査の実施体制

- 1 訪問調査は、評価部会が実施します。訪問調査参加者は、原則として、各評価部会において当該対象法科大学院の書面調査を担当した委員を中心に編成し、若干名の機構教職員が随行します。
- 2 原則として、部会長もしくは副部会長が取りまとめ役を務め、調査内容の整理、対象法科大学院との質疑応答、調査結果の取りまとめなどを行います。
- 3 訪問調査の内容・方法等について、評価部会間の調整を要する問題等が生じた場合には、必要に応じて運営連絡会議において協議します。

III 訪問調査の事前準備

1 訪問調査の進行、役割分担の決定

評価部会においては、訪問調査の基本的な方法や手順等について確認した上で、対象法科大学院に係る調査内容や個別事情を踏まえ、実際の教育活動等の状況を的確に把握できるような進行方法を決定し、また、訪問調査を効率的に実施するために、評価担当者の役割や分担を決定します。

2 訪問調査実施日等の決定及び通知

訪問調査実施日及び訪問調査当日の実施スケジュールは、予定する調査が十分実施できるよう、対象法科大学院の規模や、調査内容の分量等を踏まえ、機構事務局を通じて対象法科大学院と協議した上で、評価部会が決定し、対象法科大学院に通知します。

3 調査内容等の決定及び通知

評価部会は、書面調査による分析結果を基に、「書面調査による分析状況」として整理します。また、書面調査では確認することのできなかつた事項等に関する説明や根拠となる資料・データ等の提出を求める事項を「訪問調査時の確認事項」として整理します。

評価部会は、これら「書面調査による分析状況」及び「訪問調査時の確認事項」、並びにその他調査内容を訪問調査の3週間から4週間前までに、機構事務局を通じて対象法科大学院に通知します。

なお、追評価においては、訪問調査は必要に応じて実施するため、調査内容や実施スケジュール等は、各対象法科大学院の状況に応じて追評価専門部会において決定の上、対象法科大学院に通知します。

IV 訪問調査の実施方法等

1 訪問調査の実施方法

- (1) 評価部会は、対象法科大学院関係者（責任者）との面談や根拠となる資料・データ等の収集を行うとともに、実際の教育活動等の状況を把握するため、在学生、修了生等との面談や、教育現場の視察等を行います。具体的調査内容は、後述の「2 訪問調査の内容」に掲げる事項を基本としますが、対象法科大学院の個別事情によっては、新たに調査事項を加えることができます。また、面談、教育現場の視察等の調査時には、面談対象者や視察する授業科目ごとに、評価担当者を数人ずつにグループ分けし、各グループが同時並行して調査を進行するなどの方法を用い、調査を効率的に実施します。
- (2) 評価部会は、対象法科大学院関係者（責任者）との面談において、「書面調査による分析状況」及び「訪問調査時の確認事項」に対する意見・回答について、対象法科大学院関係者（責任者）から補足説明又は根拠となる資料・データ等の提供を受けます。
- (3) 評価部会は、訪問調査期間中、対象法科大学院関係者（責任者）からの補足説明又は根拠となる資料・データ等の提供によっても、なお確認できなかつた事項については、訪問調査終了後1週間以内に新たな根拠となる資料・データ等を提出するよう求めることができます。
- (4) 評価部会は、在学生、修了生等との面談や教育現場の視察等で得られた知見及び上記(2)で確認した補足説明等に基づき、訪問調査終了時点での分析結果の検討を行い、訪問調査の結果を対象法科大学院関係者（責任者）に説明します。その際、評価部会全体で再度協議を要する事項、及び上記(3)で提出された新たな根拠となる資料・データ等の分析を必要とする事項については、その分析結果の説明を控えることとします。

- (5) 評価担当者が、調査内容等に関する対象法科大学院からの質問に回答する場合は、評価部会の総意に基づくものとします。しかし、やむを得ず個人の意見を述べる場合には、その旨断った上で発言することとします。

2 訪問調査の内容

評価部会は、以下の内容を基本として、訪問調査を行います。

(1) 法科大学院関係者（責任者）との面談

法科大学院長（研究科長、専攻長）、委員会委員長等の責任を有する立場にある者のほか、自己評価書の作成担当者及び事務局担当者等を対象とし、「書面調査による分析状況」及び「訪問調査時の確認事項」に対する意見・回答、並びに自己評価書及び根拠となる資料・データ等（機構が独自に収集する資料・データ等を含む。）に記述された内容以外で評価の参考となる事項について、質疑応答を行います。

(2) 法科大学院の一般教員等との面談

教員及び支援スタッフ等を対象とし、当該対象法科大学院における教育活動等の状況について、優れた点、改善を要する点、問題点等があるか、自己評価内容と実態との乖離がないかなど、法科大学院関係者（責任者）とは異なる立場や当該対象法科大学院が行う教育活動等に参画している立場からの意見等を聴取します。

(3) 在学生、修了生との面談

在学生及び修了生を対象とし、当該対象法科大学院における教育活動等の状況について、優れた点、改善を要する点、問題点等があるか、自己評価内容と実態との乖離がないかなど、現に教育を受けている学生としての立場や既に修了した社会人等の立場からの意見等を聴取します。

また、各学生の志望動機や入学後の印象、学生生活の感想等といった一般的な事項をはじめ、授業の感想や問題点、学習環境（施設・設備等）等については、学生の満足度を知る上で重要ですので、特に詳しく質問し、活発な発言が得られるように努めます。

なお、予備評価においては、修了生が出ていないため修了生との面談は実施しません。

(4) 教育現場の視察

法科大学院に求められている司法試験及び司法修習との有機的な連携を図る教育が行われているか（法科大学院における授業の実施に当たって、理論的教育と実務的教育の架橋に留意しつつ、法曹としての実務に必要な専門的な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるため、授業科目の性質に応じた適切な方法がとられているか、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われているか）、自己評価内容と実態との乖離がないかなどの視点から教育現場の視察を行います。

(5) 学習環境の状況調査

学習環境（講義室、自習室、教員室及び図書館等）の状況について、実際の利便性や機能

面等、実態はどのようになっているか、自己評価内容と実態との乖離がないかなどの視点から調査を行います。また、必要に応じて、実際に各施設におけるサービスを疑似体験し、利便性を調査します。

(6) 根拠となる資料・データ等の補完的収集及び確認

「訪問調査時の確認事項」に対して提出された根拠となる資料・データ等及び現地においてのみ閲覧が可能な資料（議事録や答案等）の調査を行います。

また、訪問調査期間中、新たな根拠となる資料・データ等が必要となった場合には、追加提出を求めます。

3 訪問調査で留意すべき事項

(1) 訪問調査で面談を行う際には、必要以上に個人のプライバシーには立ち入らないよう十分に注意することとします。また、訪問調査で面談者が回答したことが当該者の不利益にならないよう十分注意することとします。

(2) 評価担当者は、訪問調査の過程で知り得た個人情報及び対象法科大学院の評価内容に係る情報については、外部へ漏らさないこととします。

V 訪問調査ミーティング

評価部会は、当該調査を効率的かつ合理的に行うため、また、評価担当者の共通理解を図るため、訪問調査期間中に必要に応じてミーティングを開催します。訪問調査ミーティングでは、調査内容の打合せ、訪問調査終了時点での分析結果の検討、最終的に評価結果を判断するために必要な資料・データ等が収集できたかどうかの確認などを行います。

VI 法科大学院関係者（責任者）への訪問調査結果の説明及び意見聴取

「法科大学院関係者（責任者）との面談」と同様に、法科大学院長（研究科長、専攻長）、委員会委員長等の責任を有する立場にある者のほか、自己評価書の作成担当者及び事務局担当者等を対象とします。

評価部会は、事実誤認等がないか相互確認するなど、対象法科大学院関係者との共通理解を図り、評価結果の確定を円滑に行うため、対象法科大学院に訪問調査で得られた知見や根拠となる資料・データ等の調査結果を説明し、それに対する対象法科大学院の意見を聴取します。

この際、訪問調査期間中に確認できなかった事項について新たな根拠となる資料・データ等の確認が必要な場合には、訪問調査終了後1週間以内に根拠となる資料・データ等を提出するよう対象法科大学院に求めます。

VII 調査結果の取りまとめ

評価部会は、訪問調査終了後（追評価において、訪問調査を行わない場合は書面調査終了後）、調査結果を取りまとめ、評価報告書原案を検討・作成します。

VIII 訪問調査スケジュール（例）

下記スケジュールはこれまでの評価におけるものに基づく一例であり、実際のスケジュールは、対象法科大学院の規模や調査内容等により、各事項の順序や時間配分などが異なります。

〈第1日目〉

事 項	時 間
訪問調査ミーティング	60分程度
法科大学院関係者（責任者）との面談	60分程度
学習環境の状況調査	60分程度
教育現場の視察 根拠となる資料・データ等の補完的収集及び確認	80分程度
在学生、修了生との面談	80分程度

〈第2日目〉

事 項	時 間
訪問調査ミーティング	60分程度
法科大学院の一般教員等との面談	80分程度
教育現場の視察 根拠となる資料・データ等の補完的収集及び確認	120分程度
法科大学院関係者（責任者）との面談	60分程度
訪問調査ミーティング	60分程度
法科大学院関係者（責任者）への訪問調査結果の説明 及び意見聴取	80分程度

第4章 評価報告書原案の作成

評価部会は、書面調査による分析結果及び訪問調査で得られた知見に基づき、各基準について満たしているかどうかの判断を行い、さらに、各基準の判断結果を総合的に考慮して、対象法科大学院の教育活動等の状況が評価基準に適合しているか否かを判断し、その結果を評価報告書原案として取りまとめます。

I 評価報告書原案の構成及び記述内容

評価部会が作成する評価報告書原案の構成及び記述内容は、次のとおりとします。

1 認証評価結果

- (1) 「認証評価結果」には、機構が定める評価基準に適合しているか否かを記述します。
また、評価基準に適合していないと判断した場合は、その理由を、満たしていない基準については、その具体的な内容を記述します。
- (2) 評価においては、上記(1)のほか、「認証評価結果」として、章ごとに抽出した指摘事項のうち、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らして、重要な位置付けにあると考えられるものを精選して記述します。
- (3) また、各章において必要に応じて「章全体の状況」を取りまとめた場合は、「特記事項」として記述します。

2 章ごとの評価

- (1) 評価部会は、書面調査及び訪問調査を経て検討・整理した分析結果に基づき、「章ごとの評価」（追評価においては「基準ごとの評価」。以下同じ。）を記述します。
- (2) 「章ごとの評価」は、「評価」及び「指摘事項」の構成で記述します。

3 現況及び特徴、目的

「現況及び特徴」、「目的」については、参考資料として各対象法科大学院を置く大学から提出のあった自己評価書から該当部分を原則として原文のまま転載します。

II 評価報告書原案の取扱い

- 1 評価部会が作成した評価報告書原案は、評価委員会に提出され、評価結果（案）として取りまとめられた後、機構事務局を通じて、当該法科大学院を置く大学に通知されます。
- 2 当該法科大学院を置く大学は、機構から通知された評価結果（案）に対して意見がある場合、申立てを行います。
- 3 評価結果（案）に対する意見の申立てがあった場合には、評価委員会において再度審議を行います。なお、適格と認定されない評価結果（案）に対する意見の申立てがあった場合には、評価委員会の下に意見申立審査専門部会を置き、審議を行います。これらの意見の申立てに対する審議を経て、評価委員会において評価結果を確定します。
- 4 確定した評価結果を評価報告書としてまとめます。なお、評価報告書は次のとおり構成され、当該対象法科大学院を置く大学に通知し、文部科学大臣に報告するとともに、印刷物の刊行及び機構のウェブサイトへの掲載等により、広く社会に公表します。なお、以下のうち、⑤は追評価の評価報告書には含まれません。（別紙2「評価報告書（本評価）イメージ」（24頁）及び別紙3「評価報告書（追評価）イメージ」（25頁）参照）

- ① 法科大学院認証評価について
- ② 認証評価結果
- ③ 章ごとの評価
- ④ 意見の申立て及びその対応（意見の申立てがあった場合のみ）
- ⑤ 現況及び特徴、目的

独立行政法人大学評価・学位授与機構法科大学院認証評価委員会細則
第 6 条に規定する自己の関係する大学の範囲について

平成 16 年 6 月 10 日
法科大学院認証評価委員会決定

独立行政法人大学評価・学位授与機構法科大学院認証評価委員会細則（以下「細則」という。）第 8 条の規定に基づき、細則第 6 条に規定する自己の関係する大学の範囲を次のように定める。

- 一 評価対象大学に専任として在職（就任予定を含む。）し、又は過去 3 年以内に在職していた場合
- 二 評価対象大学に兼任として在職（就任予定を含む。）し、又は過去 3 年以内に在職していた場合
- 三 評価対象大学に役員として在職（就任予定を含む。）し、又は過去 3 年以内に在職していた場合
- 四 評価対象大学の教育研究又は経営に関する重要事項を審議する組織に参画しており（参画予定を含む。）、又は過去 3 年以内に参画していた場合
- 五 上記に準ずるものとして委員長が決定した場合

付 記

この申合せにおいて、専任とは、当該大学を本務として所属する場合をいい、兼任とは、他の大学又は企業等を本務として所属する場合をいうものとする。

る大学関係者及び法曹関係者並びに機構の教授その他専門の事項に關し學識経験のある者のうちから機構長が運営委員の意見を聽いて委嘱する。

〔独立行政法人大学評価・学位授与機構法科大学院認証評価委員会規則〕

(目的)

第一条 この規則は、独立行政法人大学評価・学位授与機構組織運営規則(平成十六年規則第一号)以下「運営規則」という。第十四条第七項の規定に基づき、独立行政法人大学評価・学位授与機構の法科大学院認証評価委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に關し必要な事項を定めることを目的とする。

第二条 運営規則第十四条第三項に規定する委員の任期は二年とし、その欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期とする。

2 委員は、再任されることができ、
3 運営規則第十四条第四項に規定する専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

第三条 委員長及び副委員長
委員の互選により選任する。
2 委員長は、委員会の会務を総理する。
3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

第四条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。
2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。
3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第五条 委員会の庶務は、評価事業部法科大学院評価課において処理する。
第六条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に關し必要な事項は、委員会が定める。

〔独立行政法人大学評価・学位授与機構法科大学院認証評価委員会細則〕

(総則)

第一条 独立行政法人大学評価・学位授与機構法科大学院認証評価委員会(以下「委員会」という。)の職掌の手続きその他その運営に關し必要な事項は、独立行政法人大学評価・学位授与機構法科大学院認証評価委員会規則に定めるもののほか、この細則に定めるところによる。

第二条 委員会は、その定めるところにより、評価の対象となる大学(以下「評価対象大学」という。)(一)と

2 当該部会に属すべき独立行政法人大学評価・学位授与機構組織運営規則(平成十六年規則第一号)第十四条第三項に規定する委員(以下「委員」という。)及び同条第四項に規定する専門委員(以下「専門委員」という。)は、委員長が指名する。
3 当該部会に部長を置き、当該部会に属する委員及び専門委員の互選により選任する。
4 部長は、当該部会の事務を掌理する。
5 当該部会に副部長を置き、当該部会に属する委員及び専門委員のうちから部長を補佐し、部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(専門部会)
第三条 委員会は、その定めるところにより、特定の専門事項を調査するため、専門部会を置くことができる。
2 当該部会に属すべき委員及び専門委員は、委員長が指名する。
3 当該部会に部長を置き、当該部会に属する委員及び専門委員の互選により選任する。
4 部長は、当該部会の事務を掌理する。
5 当該部会に副部長を置き、当該部会に属する委員及び専門委員のうちから部長を補佐し、部長に事故があるときは、その職務を代理する。

第四条 委員会の会議の議案を整理するとともに、部会相互間の調整を図るため、委員会に運営連絡会議を置く。
2 当該会議に属すべき委員及び専門委員は、委員長が指名する。
3 当該会議に主査を置き、当該会議に属する委員及び専門委員の互選により選任する。
4 主査は、当該会議の事務を掌理する。
5 当該会議のうちから主査を置き、当該会議に属する委員及び専門委員のうちから主査を補佐し、主査に事故があるときは、その職務を代理する。

第五条 評価部会の会議は、部長が招集し、議長となる。
2 評価部会は、委員及び専門委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。
3 評価部会の議事は、出席した委員及び専門委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
4 前各項の規定は、専門部会及び運営連絡会議の議事に準用する。この場合において、「評価部会」とあるのは、「専門部会」と又は「運営連絡会議」と、「部長」とあるのは「運営連絡会議」において「主査」と読み替えるものとする。

第六条 委員及び専門委員は、「委員会」、「評価部会」、「専門部会」及び「運営連絡会議」において自己の關係する大学に關する事項については、その議事の議決に加わることができない。
(会議の公開)
第七条 委員会の会議は、次に掲げる場合を除き、原則として公開とする。
一 委員長が、評価対象大学の具体的評価に關する審議等、公にすることにより、率直な意見の交換若し

くは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ又は不当に評価対象大学等の間に混乱を生じさせるおそれがあるを判断した場合
二 その他委員長が必要と認める場合
(雑則)
第八条 この細則に定めるもののほか、委員会の運営に關し必要な事項は、委員会が定める。

〔独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(抄)〕

第二章 法人文書の開示

(法人文書の開示義務)
第五条 請求に係る法人文書は、開示請求があつたときは、開示請求者(以下「請求者」という。)のいづれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該法人文書を開示しなければならない。
一 個人に關する情報(事業を営む個人の当該事業に關する情報を除く)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
イ 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報
ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
ハ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第二条第一項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く)、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法(昭和二十五年法律第六十一号)第二条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分
法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)(一)に關する情報又は事業を営む個人の当該事業に關する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。
イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
ロ 独立行政法人等の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的で

あると認められるもの
三 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間に關する審議、検討又は協議に關する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利を及ぼすおそれがあるもの
四 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に關する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
イ 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利を被るおそれ
ロ 犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ
ハ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に關し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
ニ 契約、交渉又は訴訟に係る事務に關し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
ホ 調査研究に係る事務に關し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ、公正かつ円滑な人事管理に係る事務に關し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
ト 国若しくは地方公共団体が經營する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に關し、その企業經營上の正当な利益を害するおそれ

あると認められるもの
三 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間に關する審議、検討又は協議に關する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利を及ぼすおそれがあるもの
四 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に關する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
イ 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利を被るおそれ
ロ 犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ
ハ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に關し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
ニ 契約、交渉又は訴訟に係る事務に關し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
ホ 調査研究に係る事務に關し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ、公正かつ円滑な人事管理に係る事務に關し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
ト 国若しくは地方公共団体が經營する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に關し、その企業經營上の正当な利益を害するおそれ

あると認められるもの
三 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間に關する審議、検討又は協議に關する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利を及ぼすおそれがあるもの
四 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に關する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
イ 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利を被るおそれ
ロ 犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ
ハ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に關し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
ニ 契約、交渉又は訴訟に係る事務に關し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
ホ 調査研究に係る事務に關し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ、公正かつ円滑な人事管理に係る事務に關し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
ト 国若しくは地方公共団体が經營する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に關し、その企業經營上の正当な利益を害するおそれ

あると認められるもの
三 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間に關する審議、検討又は協議に關する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利を及ぼすおそれがあるもの
四 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に關する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
イ 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利を被るおそれ
ロ 犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ
ハ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に關し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
ニ 契約、交渉又は訴訟に係る事務に關し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
ホ 調査研究に係る事務に關し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ、公正かつ円滑な人事管理に係る事務に關し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
ト 国若しくは地方公共団体が經營する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に關し、その企業經營上の正当な利益を害するおそれ

ともに、同告示の別表第三に定める修士課程を担当する研究指導教員一人当たりの学生の収容定員に四分の三を乗じて算出される収容定員の数(小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。)につき一人の専任教員を置くものとする。

2 前項の規定にかかわらず、共同教育課程を編成する専攻には、それぞれの専門職大学院に置く当該共同教育課程を編成する専攻を合わせて一の専攻とみなして同項の規定を適用して得られる専任教員の数(次項に係る収容定員の割合に応じてそれぞれ按分した数(その数に満たない端数があるときはこれを切り捨てる。ただし、その数が一に満たないときは一とする。以下この条において「専門職大学院別専任教員数」という。))の専任教員を置くものとする。

3 前項の規定による当該共同教育課程を編成する専攻に係る専門職大学院別専任教員数の合計が全体専任教員数に満たないときは、その不足する数の専任教員をいづれかの専門職大学院の当該共同教育課程を編成する専攻に置くものとする。

4 第二項の規定による当該共同教育課程を編成する専門分野の別に、最小専門職大学院別専任教員数に満たないときは、前二項の規定にかかわらず、当該専攻に係る専任教員数は、最小専門職大学院別専任教員数以上とする。この場合において、当該最小専門職大学院別専任教員数から前二項の規定を適用して得られたらば当該専攻に置くものとされる専任教員数を減じた数の専任教員については、他の専門職大学院に置く当該共同教育課程を編成する専攻の専任教員がこれを兼ねることができる。

5 第一項の規定により専攻ごとに置くものとされる専任教員又は第二項及び第三項若しくは前項の規定によりそれぞれ別の専門職大学院に置く当該共同教育課程を編成する専攻に置くものとされる専任教員は、専門職学位課程について一専攻に限り専任教員として取り扱うものとする。ただし、同項後段に規定する場合は、この限りでない。

6 第一項の規定により専攻ごとに置くものとされる専任教員の数又は第二項及び第三項若しくは第四項の規定によりそれぞれの専門職大学院に置く当該共同教育課程を編成する専攻に置くものとされる専任教員数を合計した数の半数以上は、原則として教授でなければならない。

7 専攻分野における実務の経験及び高度の実務の能力を有する者(以下「専攻分野」)

者で足りるものとする。

3 法科大学院に対する前二項の規定の適用については、これらの項中「おおむね三割」とあるのは「おおむね二割」と読み替えるものとする。

4 法科大学院においては、第一項に規定する実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する専任教員は、法曹としての実務の経験を有する者を中心として構成されるものとする。

5 法科大学院の入学者選抜

第三條 法科大学院は、入学者のうち法学を履修する課程以外の課程を履修した者又は実務等の経験を有する者の割合が三割以上となるよう努めるものとする。

2 法科大学院は、前項の割合が二割に満たない場合は、当該法科大学院における入学者の選抜の実施状況を公表するものとする。

第四條 法科大学院においては、法学既修者を入学させるかどうかにかかわらず、その収容定員は当該法科大学院の入学定員の三倍の数とする。

第五條 法科大学院は、次の各号に掲げる授業科目を開講するものとする。

一 法律基本科目(憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。)

二 法律実務基礎科目(法曹としての技能及び責任その他の法律実務に関する基礎的な分野の科目をいう。)

三 基礎法学・隣接科目(基礎法学に関する分野又はその他の実定法に関する多様な分野の科目であつて、法律基本科目以外のものをいう。)

四 展開・先端科目(先端的な法領域に関する科目その他の実定法に関する多様な分野の科目であつて、法律基本科目以外のものをいう。)

2 法科大学院は、前項各号のすべてにわたって授業科目を開講するとともに、学生の授業科目の履修が同項各号のいずれかに過度に偏ることのないよう配慮するものとする。

3 前二項の規定にかかわらず、共同教育課程を編成する法科大学院(以下この項において「構成法科大学院」という。)は、当該構成法科大学院のうち一の法科大学院が開講する授業科目を、当該構成法科大学院のうち他の法科大学院が開講したものとそれぞれみなすものとする。

4 法科大学院の授業を行う学生数

第六條 法科大学院は、一の授業科目について同時に授業を行う学生数を少数とすることを基本とする。

2 前項の場合において、法律基本科目の授業については、五十人を標準として行うものとする。

第七條 法科大学院の学生が履修科目として登録することのできる単位数の上限は、一年につき三十六単位を標準として定めるものとする。

【大学院に専攻ごとに置くものとされる教員の数について定める件】(文部科学省告示第七十五号)

一 大学院には、専門分野の別に専攻ごとに、不可欠な教員組織として、別表第一及び別表第二に定める

ところにより、大学院設置基準第九條第一項各号に掲げる資格を有する教員(以下「研究指導教員」という。)を置くものとし、それらの表のその他の教員組織の欄に定める研究指導の補助を行い得る教員(以下「研究指導補助教員」という。)を置くものとする。

二 別表第一及び別表第二のその他の教員組織の欄に定める場合においても、それらの表に定める研究指導教員と同数の研究指導補助教員を置くものとする。

三 第一号に定めるもののほか、別表第三に定めるところにより、学生の収容定員に、必要な数の研究指導教員を置くものとする。

四 第一号から前号までの規定にかかわらず、共同教育課程を編成する専攻には、それぞれの大学院に置く当該共同教育課程を編成する専攻を合わせて一の専攻とみなして第一号から前号の規定を適用して得られる研究指導教員の数(次号において「全体研究指導教員数」という。))及び研究指導補助教員の数(次項において「全体研究指導補助教員数」という。))をこれらの専攻に係る収容定員の割合に応じてそれぞれ按分した数(その数に満たない端数があるときはこれを切り捨てる。ただし、その数が一に満たないときは一とする。以下それぞれ「大学院別研究指導教員数」と及び「大学院別研究指導補助教員数」という。))の研究指導教員及び研究指導補助教員を置くものとする。

五 前号の規定による当該共同教育課程を編成する専攻に係る大学院別研究指導教員数の合計が全体研究指導教員数に満たないときは、その不足する数の専任教員をいづれかの専門職大学院の当該共同教育課程を編成する専攻に置くものとされる専任教員がこれを兼ねることができる。

六 第四号の規定による当該共同教育課程を編成する専攻に係る大学院別研究指導教員数が、当該専攻の専門分野の別に、別表第一又は別表第二に定める研究指導教員数(以下この号において「最小大学院別研究指導教員数」という。)に満たないときは、前二号の規定にかかわらず、当該専攻に係る研究指導教員数は、最小大学院別研究指導教員数以上とする。この場合において、当該最小大学院別研究指導教員数から前二号の規定を適用して得られたらば当該専攻に置くものとされる研究指導教員数を減じた数の研究指導教員については、他の大学院を置く当該共同教育課程を編成する専攻の研究指導教員がこれを兼ねることができる。

【独立行政法人大学評価・学位授与機構法(抄)】

第四章 業務等

第四條 業務等は、第三條の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 大学等の教育研究水準の向上に資するため、大学等の教育研究活動等の状況について評価を行い、その結果に基づき、当該大学等及びその設置者に提供し、並びに公表すること。

二 学校教育法第四條第四項の規定により、学位を授与すること。

三 大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する調査研究及び学位の授与を行うために必要な学習の成果の評価に関する調査研究を行うこと。

四 大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する情報及び大学における各種の学習の機会に関する情報の収集、整理及び提供を行うこと。

五 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 機構は、国立大学法人法第三十五條において読み替えて準用する通則法第三十四條第二項の規定による国立大学法人評価委員会(以下この項において「評価委員会」という。)から前項第一号の評価の実施の要請があった場合には、遅滞なく、その評価を行い、その結果を評価委員会及び当該評価の対象となつた国立大学又は大学共同利用機関に提供し、及び公表するものとする。

3 第一項第一号の評価の実施の手続その他同号の評価に、必要な事項は、文部科学省令で定める。

【独立行政法人大学評価・学位授与機構法(抄)】

【省令(抄)】

【大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する事項】

第十六條 機構は、機構法第十六條第一項第一号の評価については、同條第二項の規定により国立大学法人評価委員会からの要請があつた場合を除き、大学等(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する大学及び高等専門学校並びに国立大学法人法(平成十五年法律第七十二号)第二条第四項に規定する大学共同利用機関をいう。以下この条及び次条において同じ。)又は大学等の設置者からの要請を受けて行うものとする。

第十七條 機構は、機構法第十六條第一項第二号の規定により大学等の教育研究活動等の状況についての評価を決定しようとするときは、あらかじめ、当該大学等に意見の申立ての機会を付与するものとする。

【独立行政法人大学評価・学位授与機構法(抄)】

第六章 評価委員会等

第十四條 機構は、法科大学院からの要請に基づき行う、教育研究活動の状況についての評価(以下この条において「法科大学院別評価」という。)について審議する法科大学院別評価委員会を置く。

2 機構長は、機構が行う法科大学院別評価に、必要な事項を定めるについては、法科大学院別評価委員会を諮問して行うものとする。

3 法科大学院別評価委員会は、委員三十人以上で組織し、委員は、法科大学院に関し高く広い知見を有する大学関係者及び法曹関係者を並びに社会、経済、文化その他の分野に関する学識経験を有する者のうちから、運営委員会の推薦を受けた者について、機構長が評議員会の意見を聴いて委嘱する。

4 法科大学院別評価委員会に、機構が行う法科大学院別評価に関し専門の事項を調査するため、専門委員を置く。

5 専門委員は、法科大学院に関し高く広い知見を有す

2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、当該専門職大学院において修得した単位以外のものについては、前条第二項(同条第二項において準用する場合を含む。)の規定により当該専門職大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて当該専門職大学院が修得要件として定める三十単位以上の単位数の二分の一を超えないものとする。

(専門職学位課程の修得要件)

第十五条 専門職学位課程の修得の要件は、専門職大学院(二年(二年以外の標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限)以上在学し、他の教育課程の履修により三十単位以上の修得その他の教育課程の履修により課程を修了することとする。

(専門職大学院における在学期間の短縮)

第十六条 専門職大学院は、第十四条第一項の規定により当該専門職大学院に入学する前に修得した単位(学校教育法第二百二条第一項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を当該専門職大学院において修得したものとみなす場合であつて当該単位に修得により当該専門職大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して、当該専門職学位課程の標準修業年限の二分の一を超えない範囲で当該専門職大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、当該専門職大学院に少なくとも一年以上在学するものとする。

第五節 施設及び設備等

(専門職大学院の諸条件)

第十七条 専門職大学院の施設及び設備その他諸条件は、専門職大学院の目的に照らし十分な教育効果をおげることができると認められるものとする。

第六章 法科大学院

(法科大学院の課程)

第十八条 第二項第一項の専門職学位課程のうち専ら法曹養成のための教育を行うことを目的とするものを置く専門職大学院は、当該課程に關し、法科大学院とする。

2 法科大学院の課程の標準修業年限は、第二項第一項の規定にかかわらず、三年とする。

3 前項の規定にかかわらず、教育上の必要があると認められる場合は、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、三年を超えるものとすることができる。

(法科大学院の入学者選抜)

第十九条 法科大学院は、入学者の選抜に当たつては、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努めるものとする。

第二十条 法科大学院は、入学者の選抜に当たつては、入学者の適性を適確かつ客観的に評価するものとする。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第二十一条 法科大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が法科大学院の定めるところにより他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、第二十三条第一項の規定にかかわらず、三十単位を超えない範囲で当該法科大学院における授業科目の履修に

り修得したものとみなすことができる。ただし、九十単位を超える単位の修得を修得の要件とする法科大学院を超えては、その超える部分の単位数に限り三十単位を超えてはならないものとする。

2 前項の規定は、学生が、外国の大学院に留学する場合、外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合、外国の大学院の教育課程を履修するもの、当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するもの、当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学の教育課程における授業科目を履修する場合について準用する(入学前の既修得単位等の認定)

第二十二条 法科大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が当該法科大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、当該法科大学院に入学した後の当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、当該法科大学院において修得した単位以外のものについては、前条第二項(同条第二項において準用する場合を含む。)の規定により当該法科大学院に入学する前に修得した単位(学校教育法第二百二条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。))の規定により当該法科大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて三十単位(同条第二項ただし書の規定により三十単位を超えてはならない単位を除く。)を超えないものとする。

(法科大学院の課程の修得要件)

第二十三条 法科大学院の課程の修得の要件は、第十五条の規定にかかわらず、法科大学院に三年(三年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限)以上在学し、九十単位以上を修得することとする。

(法科大学院における在学期間の短縮)

第二十四条 法科大学院は、第二十二條第一項の規定により当該法科大学院に入学する前に修得した単位(学校教育法第二百二条第一項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を当該法科大学院において修得したものとみなす場合であつて当該単位の修得により当該法科大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して、一年を超えない範囲で当該法科大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

(法学既修者)

第二十五条 法科大学院は、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な知識を有すると認められる者(以下「法学既修者」という。)に關し、第二十三條に規定する在学期間については一年を超えない範囲で当該法科大学院が定める期間在学し、同条に規定する単位については三十単位を超えない範囲で当該法科大学院が定める単位を修得したものとみなすことができる。ただし、九十単位を超える単位の修得を修得の要件とする法科大学院にあつては、その超える部分の単位数に限り三十単位を超えてはならないものとする。

3 第一項の規定により法学既修者について修得したものとみなすことのできる単位数(第一項ただし書の規定により三十単位を超えてはならない単位を除く。))は、第二十一条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。))及び第二十二條第一項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて三十単位(第二十一条第一項ただし書の規定により三十単位を超えてはならない単位を除く。)を超えないものとする。

第八章 共同教育課程に関する特例

(共同教育課程の編成)

第三十二条 以上の専門職大学院は、その教育上の目的を達成するために必要と認められる場合には、第六條の規定にかかわらず、当該以上の専門職大学院のうち一の専門職大学院が開設する授業科目を、当該以上の専門職大学院のうち他の専門職大学院の教育課程の一部とみなして、それぞれの専門職大学院ごとに同一内容の教育課程(通信教育に係るもの及び専門職大学院を置く大学が外国に設ける研究科、専攻その他の組織において開設される授業科目の履修により修得する単位を当該専門職学位課程に係る修得の要件として修得すべき単位の全部又は一部として修得するものを除く。)を編成することができる。

2 前項に規定する教育課程(以下「共同教育課程」という。)を編成する専門職大学院(以下「構成専門職大学院」という。)は、当該共同教育課程を編成し、及び実施するための協議の場を設けるものとする。

(共同教育課程に係る単位の認定)

第三十三条 構成専門職大学院は、学生が当該構成専門職大学院のうち一の専門職大学院において履修した共同教育課程に係る授業科目について修得した単位を、当該構成専門職大学院のうち他の専門職大学院において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により修得したものと認めるときは、当該共同教育課程に係る単位数(共同教育課程に係る修得要件)

第三十四条 共同教育課程である専門職学位課程の修得の要件は、第十五條に定めるもののほか、それぞれの専門職大学院において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により十単位以上を修得することとする。

2 前項の規定により十単位以上を修得することとする単位数には、第十三條第一項(同条第二項において準用する場合を含む。))第十四條第一項(同条第二項において準用する場合を含む。))第十四條第二項(同条第三項において準用する場合を含む。))第十四條第三項(同条第四項において準用する場合を含む。))及び第二十条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。))の規定にかかわらず、第二十三條第一項(同条第二項において準用する場合を含む。))第二十三條第二項(同条第三項において準用する場合を含む。))第二十三條第三項(同条第四項において準用する場合を含む。))第二十三條第四項(同条第五項において準用する場合を含む。))の規定により、教職大学院に於いて第二十五條第一項(同条第二項において準用する場合を含む。))若しくは第二十八條第一項の規定により、それぞれ修得したものとみなすこととする単位を含まないものとする。

3 第一項の規定により法学既修者について修得したものとみなすことのできる単位数(第一項ただし書の規定により三十単位を超えてはならない単位を除く。))は、第二十一条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。))及び第二十二條第一項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて三十単位(第二十一条第一項ただし書の規定により三十単位を超えてはならない単位を除く。)を超えないものとする。

第九章 雑則

(その他の基準)

第三十五条 専門職大学院の組織、編制、施設、設備その他専門職大学院の設置に関する事項で、この省令に定めのないものについては、大学院設置基準(第九條の二、第十二條、第十三條及び第三十二條第一項を除く。)の定めるところによる。

2 この省令又は他の法令に別段の定めのあるものを除くほか、専門職大学院に關し必要な事項については、文部科学大臣が別に定める。

附則

1 この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

2 第五條第一項に規定する専任教員は、平成十五年四月一日までの間、第五條第二項の規定にかかわらず、第五條第一項に規定する教員の数の三分の一を超えない範囲で、大学院設置基準第十三條に規定する専任教員の数及び大学院設置基準第九條に規定する教員の数に算入することができるものとする。ただし、大学院設置基準第九條に規定する教員のうち博士課程の後期の課程を担当する教員の数には、第五條第一項に規定する専任教員の数のすべてを算入することができるものとする。

3 学校教育法施行規則等の一部を改正する省令(平成十五年文部科学省令第十五号)第七條による改正前の大学院設置基準第三十一條に定める大学院の課程のうち大学院設置基準の一部を改正する省令(平成十一年文部省令第四十二号)附則第五項の規定により大学院設置基準第十三條に規定する専任教員の数に算入される教員をもつてその教員の一部とするものとする。専任教員となる場合にあつては、平成十六年度までの間に限り、第五條第二項の規定にかかわらず、大学院設置基準第十三條に規定する専任教員の数に算入される教員をもつて専門職大学院の教員の一部とすることができる。

(専門職大学院に關し必要な事項について定める件(抄)) (文部科学省告示第五十三号)

専門職大学院設置基準(平成十五年文部科学省令第十六号)第五條第一項(同条第三項、第十九條及び第二十六條第二項の規定に基づき、専門職大学院に關し必要な事項について次のように定め、平成十五年四月一日から施行する。

なお、平成十一年文部省告示第七十七号(高度の専門性を要する職業等に必要と高度の能力を専ら養うことを目的とする修士課程に専攻ごと)に置くものとする教員の数について定める件)は、廃止する。

(専攻ごと)に置くものとする専任教員の数

第一條 専門職学位課程には、専攻ごとに、平成十一年文部省告示第七十五号(大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件)の別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導教員の数の一・五倍の数(小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。)に、同告示の第二号、別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導補助教員の数を加えた数(第四項において「最小専門職大学院別専任教員数」という。)の専任教員を置くこととする。

第二項 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、当該専門職大学院において修得した単位以外のものについては、前条第二項(同条第二項において準用する場合を含む。)の規定により当該専門職大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて当該専門職大学院が修得要件として定める三十単位以上の単位数の二分の一を超えないものとする。

(専門職学位課程の修得要件)

第十五条 専門職学位課程の修得の要件は、専門職大学院(二年(二年以外の標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限)以上在学し、他の教育課程の履修により三十単位以上の修得その他の教育課程の履修により課程を修了することとする。

(専門職大学院における在学期間の短縮)

第十六条 専門職大学院は、第十四条第一項の規定により当該専門職大学院に入学する前に修得した単位(学校教育法第二百二条第一項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を当該専門職大学院において修得したものとみなす場合であつて当該単位に修得により当該専門職大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して、当該専門職学位課程の標準修業年限の二分の一を超えない範囲で当該専門職大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、当該専門職大学院に少なくとも一年以上在学するものとする。

り修得したものとみなすことができる。ただし、九十単位を超える単位の修得を修得の要件とする法科大学院を超えては、その超える部分の単位数に限り三十単位を超えてはならないものとする。

2 前項の規定は、学生が、外国の大学院に留学する場合、外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合、外国の大学院の教育課程を履修するもの、当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するもの、当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学の教育課程における授業科目を履修する場合について準用する(入学前の既修得単位等の認定)

第二十二条 法科大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が当該法科大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、当該法科大学院に入学した後の当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、当該法科大学院において修得した単位以外のものについては、前条第二項(同条第二項において準用する場合を含む。))の規定により当該法科大学院に入学する前に修得した単位(学校教育法第二百二条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。))の規定により当該法科大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて三十単位(同条第二項ただし書の規定により三十単位を超えてはならない単位を除く。)を超えないものとする。

(法科大学院の課程の修得要件)

第二十三条 法科大学院の課程の修得の要件は、第十五条の規定にかかわらず、法科大学院に三年(三年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限)以上在学し、九十単位以上を修得することとする。

(法科大学院における在学期間の短縮)

第二十四条 法科大学院は、第二十二條第一項の規定により当該法科大学院に入学する前に修得した単位(学校教育法第二百二条第一項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を当該法科大学院において修得したものとみなす場合であつて当該単位の修得により当該法科大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して、一年を超えない範囲で当該法科大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

(法学既修者)

第二十五条 法科大学院は、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な知識を有すると認められる者(以下「法学既修者」という。)に關し、第二十三條に規定する在学期間については一年を超えない範囲で当該法科大学院が定める期間在学し、同条に規定する単位については三十単位を超えない範囲で当該法科大学院が定める単位を修得したものとみなすことができる。ただし、九十単位を超える単位の修得を修得の要件とする法科大学院にあつては、その超える部分の単位数に限り三十単位を超えてはならないものとする。

へ一)の授業科目について同時に授業を行う学生の数の設定に関すること。

ト 学修の成果に係る評価及び修了の認定の客観性及び厳格性の確保に関すること。

チ 授業の内容及び方法の改善を図るための組織的又及び研究の実施に関すること。

リ 学生が一年間又は一学期に履修科目として登録することができる単位数の上限の設定に関すること。

ル 専門職大学院設置基準第二十五条第一項に規定する法学既修者の認定に関すること。

ロ 教育上必要な施設及び設備(ワ)に掲げるものを除く。二)に関すること。

カ 法科大学院の課程を修了した者の進路(司法試験の合格状況を含む)に関すること。

キ 評価方法が、前号に掲げる事項のうち認証評価機関等との連携等に関する法律(平成十四年法律第三十九号)第二条に規定する法曹養成の基本理念を踏まえて特に重要と認める事項の評価結果を勘案しつつ総合的に評価するものその他の同法第五條第二項に規定する認定を適確に行うに足りるものであること。

ク 第二条に定めるもののほか、法科大学院の認証評価に係る認証評価機関にならうとする者の認証の基準に係る法百十條第三項に規定する細目のうち、同条第二項第二号に関するものは、法曹としての実務の経験を有する者が認証評価の業務に従事していることとする。

「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律」(抄)

(法曹養成の基本理念)
第二条 法曹の養成は、国の規制の撤廃又は緩和の一層の進展その他の内外の社会経済情勢の変化に伴い、より自由かつ公正な社会の形成を図る上で法及び司法の果たすべき役割がより重要なものとなり、多様かつ広範な国民の要請にこたえることができる高度の専門的な法律知識、幅広い教養、国際的な素養、豊かな人間性及び職業倫理を備えた多数の法曹が求められていることにかんがみ、国の機関、大学その他の法曹の養成に關係する機関の密接な連携の下に、次に掲げる事項を基本として行われるものとする。

一 法科大学院(学校教育法(昭和二十二年法律第二十号)第九十九條第二項に規定する専門職大学院であつて、法曹に必要な学識及び能力を培うことを目的とするものをいふ。以下同じ)において、法曹の養成のための中核的な教育機関として、各法科大学院の創意をもつて、入学者の適性の適確な評価及び多様性の確保に配慮した公平な入学者選抜を行い、少人数による密度の高い授業により、将来の法曹としての実務に必要な学識及びその応用能力(弁論的能力を含む。次条第三項において同じ)並びに法律に関する実務の基礎的素養を涵養するための理論的かつ実践的な教育を体系的に実施し、その上

で厳格な成績評価及び修了の認定を行うこと。

二 司法試験において、前号の法科大学院における教育と有機の連携の下に、裁判官、検察官又は弁護士とならうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかの判定を行うこと。

三 司法修習生の修習において、第一号の法科大学院における教育と有機の連携の下に、裁判官、検察官又は弁護士としての実務に必要な能力を修得させること。

(法科大学院の適格認定等)
第五条 文部科学大臣は、法科大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況(以下単に「教育研究活動の状況」といふ)について評価を行う者の認証の基準に係る学校教育法百十條第三項に規定する細目を定めるときは、その者の定める法科大学院に係る同法百九條第四項に規定する大学評価基準(以下この条において「法科大学院評価基準」といふ)の内容が法曹養成の基本理念(これを踏まえて定められる法科大学院に係る同法第三条に規定する設置基準を含む)を踏まえたものとなるように意を用いなければならない。

2 学校教育法百九條第二項に規定する認証評価機関(以下この条において単に「認証評価機関」といふ)が行う法科大学院の教育研究活動の状況についての同条第三項の規定による認証評価(第四項において単に「認証評価」といふ)においては、当該法科大学院の教育研究活動の状況が法科大学院評価基準に適合しているかどうかの認定をしなければならない。

3 大学は、その設置する法科大学院の教育研究活動の状況について法科大学院評価基準に適合している旨の認証評価機関の認定(第五項において「適格認定」といふ)を受けようとする教育研究水準の向上に努めなければならない。

4 文部科学大臣は、法科大学院の教育研究活動の状況について認証評価を行った認証評価機関から学校教育法百十條第四項の規定によりその結果の報告を受けたときは、遅滞なく、これを法務大臣に通知するものとする。

5 文部科学大臣は、大学がその設置する法科大学院の教育研究活動の状況について適格認定を受けられなかったときは、当該大学に対し、当該法科大学院の教育研究活動の状況について、報告又は資料の提出を求めようとする。

「専門職大学院設置基準」(抄)

第一章 総則
第一条 専門職大学院の設置基準は、この省令の定めるところによる。

2 この省令で定める設置基準は、専門職大学院を設置するに必要な最低の基準とする。

3 専門職大学院は、この省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、その水準の向上を図ることに努めなければならない。

(専門職学位課程)
第二条 専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。

2 専門職学位課程の標準修業年限は、二年又は一年以上二年未満の期間(一年以上二年未満の期間は、専攻分野の特性により特に必要があると認められる場合に限り)とする。(標準修業年限の特例)

第三条 前条の規定にかかわらず、専門職学位課程の標準修業年限は、教育上の必要があると認められるときは、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限が二年の課程にあつては、一年以上二年未満の期間又は二年を超える期間とし、その標準修業年限が一年以上二年未満の期間の課程にあつては当該期間を超える期間とすることができる。

2 前項の場合において、一年以上二年未満の期間とすることができるときは、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であつて、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業を行う等の適切な方法により教育上支障を生じない場合に限る。

第二章 教員組織
第四条 専門職大学院には、研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な教員を置くものとする。

第五条 専門職大学院には、前条に規定する教員のうち次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野の高度の教育上の指導能力があると認められる専任教員を、専攻ごとに、文部科学大臣が別に定める数置くものとする。

一 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者

二 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者

三 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

2 前項に規定する専任教員は、大学設置基準(昭和三十一年文部省令第二十八号)第十三条に規定する専任教員の数及び大学院設置基準(昭和四十九年文部省令第二十八号)第九條第一項に規定する教員の数に算入できないものとする。

3 第一項に規定する専任教員のうちには、文部科学大臣が別に定めるところにより、専攻分野における実務の経験を有し、かつ、高度の実務的能力を有する者を含むものとする。

第三章 教育課程
(教育課程)
第六条 専門職大学院は、その教育上の目的を達成するために専攻分野に応じ必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

(授業を行う学生数)
第七条 専門職大学院が一の授業科目について同時に授業を行う学生数は、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分にあげられるような適当な人数とするものとする。

(授業の方法等)
第八条 専門職大学院においては、その目的を達成し得る実践的な教育を行うよう専攻分野に応じ事例研究、現地調査又は双方若しくは多方向に行われる討論若しくは質疑応答その他の適切な方法により授業を行うなど適切に配慮しなければならない。

2 大学院設置基準第十五条において準用する大学設置基準第二十五条第二項の規定により多様なメディアを高度に利用して授業を行う教室等以外の場所で開催さ

せることは、これによつて十分な教育効果が得られる専攻分野に関して、当該効果が認められる授業について、行うことができるものとする。

第九条 専門職大学院は、通信教育によつて十分な教育効果が得られる専攻分野に関して、当該効果が認められる授業等について、多様なメディアを高度に利用する方法による通信教育を行うことができるものとする。

2 この場合において、授業の方法及び単位の計算方法等については、大学通信教育設置基準(昭和五十六年文部省令第三十三号)第三条中面接授業又はメディアを利用して行う授業に関する部分、第四条並びに第五条第一項第三号及び第二項の規定を準用する。

(成績評価基準等の明示等)
第十条 専門職大学院は、学生に対して、授業の方法及び内容、一年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 専門職大学院は、学修の成果に係る評価及び修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに当該基準にしたがつて適切に行うものとする。

(教育内容等の改善のための組織的研修等)
第十一条 専門職大学院は、当該専門職大学院の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

第四章 課程の修了要件等
(履修科目の登録の上限)
第十二条 専門職大学院は、学生が各年次にわたつて適切に授業科目を履修するため、学生が一年間又は一学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるものとする。

(他の大学院における授業科目の履修等)
第十三条 専門職大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が専門職大学院の定めるところにより他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、当該専門職大学院が修了要件として定める三十単位以上の単位数の二分の一を超えない範囲で当該専門職大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が、外国の大学院に留学する場合、外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合、外国の大学院の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するもの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法(昭和五十二年法律第七十二号)第一条第一項に規定する千九百七十二年法律第二十一号(国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学(第二十一条第二項及び第二十七條第二項において「国際連合大学」といふ)の教育課程における授業科目を履修する場合)について準用する。

(入学前の既修単位の認定)
第十四条 専門職大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が当該専門職大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した当該単位を含む)を、当該専門職大学院に入学した後の当該専門職大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

法科大学院認証評価関係法令

【学校教育法(抄)】

第九節 大学
第九十条 大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備(次項において「教育研究等」という。)の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

② 大学は、前項の措置に加え、当該大学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者(以下「認証評価機関」という。)による評価(以下「認証評価」という。)を受けるものとする。ただし、認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。

③ 専門職大学院を置く大学にあつては、前項に規定するもののほか、当該専門職大学院の設置の目的に照らし、当該専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、政令で定める期間ごとに、認証評価を受けるものとする。ただし、当該専門職大学院の課程に係る分野について認証評価を行う認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。

④ 前二項の認証評価は、大学からの求めにより、大学評価基準(前二項の認証評価を行うために認証評価機関が定める基準をいう。次条において同じ。)に従って行うものとする。
第九十一条 認証評価機関にならうとする者は、文部科学大臣の定めるところにより、申請により、文部科学大臣の認証を受けることができる。

⑤ 文部科学大臣は、前項の規定による認証の申請が次の各号のいずれにも適合すると認めるときは、その認証をするものとする。
一 大学評価基準及び評価方法が認証評価を適確に行うに足りるものであること。
二 認証評価の公正かつ適確な実施を確保するために必要な体制が整備されていること。
三 第四項に規定する措置(同項に規定する通知を除く。)の前に認証評価の結果に係る大学からの意見の申立ての機会を付与していること。
四 認証評価を適確かつ円滑に行うに必要な経理的基礎を有する法人(人格のない社団又は財団で代表者又は管理者の定めのあるものを含む。次号において同じ。)であること。

五 次条第二項の規定により認証を取り消され、その取消の日から二年を経過しない法人でないこと。
六 その他認証評価の公正かつ適確な実施に支障を及ぼすおそれがないこと。
⑥ 前項に規定する基準を適用するに際して必要な細目は、文部科学大臣が、これを定める。

⑦ 認証評価機関は、認証評価を行ったときは、遅滞なく、その結果を大学に通知するとともに、文部科学大臣の定めるところにより、これを公表し、かつ、文部科学大臣に報告しなければならない。
認証評価機関は、大学評価基準、評価方法その他文

部科学大臣の定める事項を変更しようとするとき、又は認証評価の業務の全部若しくは一部を休止若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣に届け出なければならない。

文部科学大臣は、認証評価機関の認証をしたとき、又は前項の規定による届出があつたときは、その旨を官報で公示しなければならない。

【学校教育法施行令(抄)】

第五章 認証評価

第四十条 法第九十条第二項(法第九十二条において準用する場合を含む。)の政令で定める期間は七年以内、法第九十条第三項の政令で定める期間は五年以内とする。

【学校教育法施行規則(抄)】

第六十六条 大学は、学校教育法第九十条第一項に規定する点検及び評価を行うに当たっては、同項の趣旨に即し、行うべき項目を設定するとともに、適当な体制を整えて行うものとする。
第六十九条 学校教育法第九十条第一項の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出して行うものとする。

一 名称及び事務所の所在地
二 役員(申請者が人格のない社団又は財団で代表者又は管理者の定めのあるものである場合において、当該代表者又は管理者)の氏名
三 評価の対象
四 大学評価基準及び評価方法
五 評価の実施体制
六 評価の結果の公表の方法
七 評価の周期
八 評価に係る手数料の額
九 その他評価の実施に関し参考となる事項

② 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。
一 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの
二 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表(申請の日の属する事業年度に設立された法人(申請者が人格のない社団又は財団で代表者又は管理者の定めのあるものを含む。)にあつては、その設立時における財産目録)
三 申請の日の属する事業年度の前事業年度における大学の教育研究活動等の状況についての評価の業務の実施状況(当該評価の業務を実施していない場合にあつては、申請の日の属する事業年度及びその翌事業年度における認証評価の業務に係る実施計画)を記載した書面

四 認証評価の業務以外の業務を行っている場合には、その業務の種類及び概要を記載した書面
第六十七条 学校、学校教育法第九十条第四項に規定する公表は、刊行物の掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができする方法によつて行うものとする。

【学校教育法第九十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令(抄)】

(法第九十条第二項各号を適用するに際して必要な細目)
第一条 学校教育法以下「法」という。第九十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。

一 大学評価基準が、法並びに大学(大学院を含み、短期大学を除く。)に係るものにあつては、大学設置基準(昭和三十一年文部省令第二十八号)、大学通信教育設置基準(昭和五十六年文部省令第三十三号)、大学院設置基準(昭和四十九年文部省令第三十八号)及び専門職大学院設置基準(平成十五年文部省令第十六号)に、短期大学に係るものにあつては、短期大学設置基準(昭和五十年文部省令第二十一号)及び短期大学通信教育設置基準(昭和五十七年文部省令第三号)に、それぞれ適合していること。

二 大学評価基準において、評価の対象となる大学における特色ある教育研究の進展に資する観点からする評価に係る項目が定められていること。
三 大学評価基準を定め、又は変更するに当たっては、その過程の公正性及び透明性を確保するため、その案の公表その他の必要な措置を講じていること。
四 評価方法に、大学が自ら行う点検及び評価の結果の分析並びに大学の教育研究活動等の状況についての実地調査が含まれていること。

② 前項に定めるもののほか、法第九十条第三項の認証評価に係る認証評価機関にならうとする者の認証の基準に係る法第九十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、当該認証評価に係る大学評価基準が、次に掲げる事項について認証評価を行うものとして定められているものとする。

一 教育研究上の基本となる組織に関すること。
二 教員組織に関すること。
三 教育課程に関すること。
四 施設及び設備に関すること。
五 事務組織に関すること。
六 財務に関すること。
七 前各号に掲げるもののほか、教育研究活動等に関すること。

③ 第一項に定めるもののほか、法第九十条第三項の認証評価に係る認証評価機関にならうとする者の認証の基準に係る法第九十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、当該認証評価に係る大学評価基準が、次に掲げる事項について認証評価を行うものとして定められているものとする。

一 教員組織に関すること。
二 教育課程に関すること。
三 施設及び設備に関すること。
四 前各号に掲げるもののほか、教育研究活動に関すること。

第二条 法第九十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第二号に関するものは、次に掲げるものとする。
一 大学の教員及びそれ以外の者であつて大学の教育研究活動等に関し職責を有するものが、認証評価の業務に従事していること。ただし、法第九十条第三項の認証評価にあつては、これらの者のほか、当該専門職大学院の課程に係る分野に関し実務の経験を有する者が認証評価の業務に従事していること。

二 大学の教員が、その所属する大学を対象とする認証評価の業務に従事しないよう必要な措置を講じていること。

三 認証評価の業務に従事する者に対し、研修の実施その他の必要な措置を講じていること。
四 法第九十条第二項の認証評価の業務及び同条第三項の認証評価の業務を併せて行う場合においては、それぞれの認証評価の業務の実施体制を整備していること。

五 認証評価の業務に係る経理については、認証評価の業務以外の業務を行う場合にあつては、その業務に係る経理と区分して整理し、法第九十条第二項の認証評価の業務及び同条第三項の認証評価の業務を併せて行う場合にあつては、それぞれ別の認証評価の業務に係る経理を区分して整理していること。

第三条 法第九十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第六号に関するものは、次に掲げるものとする。
一 学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)第六十九条第一号から第八号までに規定する事項を公表することとしていること。
二 大学から認証評価を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、当該認証評価を行うこととしていること。

三 大学の教育研究活動等の評価の実績があることその他により認証評価を公正かつ適確に実施することが見込まれること。
② 前項に定めるもののほか、法第九十条第三項の認証評価に係る認証評価機関にならうとする者の認証の基準に係る法第九十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第六号に関するものは、認証評価を行った後、当該認証評価の対象となつた専門職大学院の教育課程が次の認証評価を受ける前に、当該専門職大学院の教育課程又は教員組織に重要な変更があつたときは、変更に係る事項について把握し、当該大学の意見を聴いた上で、必要に応じ、公表した評価の結果に当該事項を付記する等の措置を講ずるよう努めることとしていることとする。

(法科大学院に係る法第九十条第二項各号を適用するに際して必要な細目)
第四条 第一項第一号及び第三項に定めるもののほか、専門職大学院設置基準第十八条第一項に規定する法科大学院(以下この項及び次項において単に「法科大学院」という。)の認証評価に係る認証評価機関にならうとする者の認証の基準に係る法第九十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。

一 大学評価基準が、第一項第三項の規定にかかわらず、次に掲げる事項について認証評価を行うものとして定められていること。
イ 教育活動等の状況に係る情報の提供に関すること。
ロ 入学者の選抜における入学者の多様性の確保及び適性の適確かつ客観的な評価に関すること。
ハ 専任教員の適切な配置その他の教員組織に関すること。

二 在学する学生の数の収容定員に基づく適正な管理に関すること。
ホ 教育上の目的を達成するために必要な授業科目の開設その他の体系的な教育課程の編成に関する